

Sophia-R

Sophia University Repository for Academic Resources

Title	海外評論誌展望 : 米国の人種問題 : リトル・ロック事件
Author(s)	三輪, 公忠
Journal	ソフィア : 西洋文化ならびに東西文化交流の研究
Issue Date	1958-04-15
Type	departmental bulletin paper
Text Version	publisher
URL	http://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/0000000461
Rights	



上智大学
SOPHIA UNIVERSITY

海外評論誌展望

米国人種問題——リトル・ロック事件——

三輪公忠

米国人種問題といえばすぐに黒人奴隸の解放を行つたリンカーンが思いだされたりし、現在でこそ黒人問題一本になつてゐる感があるが、殊に戦前までは人種問題は何も黒人にかぎつた事ではなく、幸運の国 (Land of opportunity) 米国に集つて来る旧世界の移民が形成する、所謂小数派集團 (minority group) と以前からの米国市民の間の人種的紛争は決して少いものではなかつた。

米国は元来アングロ・サクソン系乃至は北欧系移民により植民された國の基礎を固めた關係から、十九世紀の末から廿世紀の初に至るまでは南欧系、東欧系の移民は少く、いざこれらの移民が入つて来るとなると、彼等は小数派集團となり、圧倒的にプロテスタントであった南部などでは、カトリック教又はギリシャ正教を信奉するこれらの移民に対する宗教的色彩の濃い迫害も行われたりした。しかし、これらの新移民は歐州といつて

も生活水準は低い貧困な國々よりの移民であることが多く、彼らが喜んで提供する低賃金労働が自分達の生活をおびやかすものであるとするアングロサクソン系、北欧系を中心とする旧市民の間の下層労働者との経済的軋轢である場合の方がはるかに多かった。

日本人の移民は、日露戦争を境として急激に増加したが、ドイツ皇帝ウイルヘルム二世の流布した、「危険な黄色人種」 ("yellow peril") といふセンセイショナリズムの風潮の中で、カリフォルニア政府の差別待遇としてあらわれ、例えばサンフランシスコではたった九十三名の日本人生徒が、白人の学校を定員超過せしめ、又、道徳的によくない影響をあたえる、という理由で市の小学校から締め出された。後にワシントンの中央政府から派遣された調査団の報告では、日本人生徒は殊に従順で礼儀正しく、一般に白人生徒にまさつていたということであ

る。

この際にあっても学校問題は人種問題という大きな氷山の一角にすぎず、本国に於けるうちづく馬鈴薯の不作のため多数、カナダを通じて流れ来ていたアイルランド系賃金労働者との間の競争という経済的摩擦はその重要な部分だったと云われる。そしてこの事件は日米関係をそれまでの伝統的な類いまれな友交的なものから最悪のものへと忽然として変え、日米開戦論さえ太平洋の両岸で現れるような有様になった。ここに於ても、州の自治権を広範囲に認める連邦制という米国の特殊な政治組織の故に、一州の立法府がなした反日の立法は、中央政府の対日政策には真向から反対するもので、大統領テオドール・ルーズベルトを悩ませたものである。

日本人の移民禁止を弱国の中中国人並に立法化した一九二〇年代以後、日米戦争を通じて米国に於ける人種問題は、當時十四万人からの「日系市民」という所謂「敵性市民」の問題で独占されてしまった感があった。開戦と共に太平洋岸の日系市民は、れっきとした米国市民であるにかかわらず、単に日系であるというだけの理由で、奥地のコンセントレイション・キャンプに監禁され、米国市民としての「正当な法の手続き」をうけたる権利を剥奪され、「法の平等な保護」を受けることも拒絶されたのである。

日本の敗北、日米講和の成立と共に、この事実にも歴史家の

批判のメスが下され、米国憲政上かつて見られなかつた最大の汚点であると弾劾する者も現れた。

ところで平和の到来、日系市民の問題の一方的、国内的解決の後の一時の空白の中に浮びあがり重々しくのしかかって来たのが戦中戦後を通じて経済的文化的にいちじるしく向上して来た黒人市民の問題だった。

最近のギャラップ世論調査 (Gallup poll) は黒人問題が現在米国最大の国内問題であるとしている。つまり、南部を見かぎり、あらゆる点で南部より有利な北部工業都市に移住して来た黒人市民のためにこの人種問題の国内平均化がなされ、黒人問題はもはや南部のみの重荷ではなくなつたのである。

中央政府もこの問題を重視しているのは明らかで、一九五四年に下された連邦最高裁判所の決定、「分離された教育施設は内的に不平等なり」によつて黒人に「法の平等の保護」を拒否するが故に速やかに中止されねばならぬ、という決定は、黒人という事實上の「二級」市民を少くとも連邦の法規の下では白人と同列にまで高めようとする意志の表われであったが、この決定には、第二次大戦後更に一層熾烈さを加えた後進地域に於ける多数有色人種の民族自決、民族独立の運動に対する米国務省の思惑が反映され、国連など国際的舞台に於ける米国の大外交の立場を少しでも整然としようという願いがこめられていたであろう、とは当然考えられることである。

黒人（黒系を含む）市民に対する白人市民の態度は、北部と南部では対照的で、次のように云われている。即ち、北部では

黒人は人種としては受け入れられていても、個人としては拒否されている。しかるに、南部では黒人は人種として拒否されているが、個人としては受け入れられている。

例えば、北部では黒人の学生と同じ学校へ子弟を送る白人の家庭でも、その黒人の学生を家に招待するようなことはないが、南部では、たとえ公共の場では厳然たる分離が行われていようとも、白人の主婦は、自分の家のメイドが病気になれば自分の家族の一員のように親身になって看病する、というのである。

私の滞米中の体験から云っても、北部には「白人専用」（"Whites Only"）という標識は見られないが、実際上の黑白分離（segregation）は存在しており、北部の大保守主義者からは、法の上では黑白混合（desegregation）が行われたとしても、事实上いくらでも分離しておく手はあるのだからそれでいいではないか、といふ提案が南部に向けてなされたりする。黒人に対する偏見の基礎となつたもののうちで、一番影響力のあつたのは何といっても十九世紀末にアメリカをも風靡したダーウィンの進化論的人種観であろう。この考えによると、有色人種は白人種とは種（species）を異にする本質的に劣等な人種であった。そして、「劣等民族が消滅するのは、優秀民族の発

展が阻害されるよりは増しだ」という主張も決して過激だとは思われなかつたのである。

現在白人優越主義（white supremacy）の維持をとねる者は、「米国の黒人々は近年急増の傾向にあり、近い将来にあって、もし白人の純血が守られなかつたならば、米国はこの劣等民族の支配下に滅亡するであろう」と云うのであるが、次に上げる数字からわかるように、統計的に云えば、この恐れも全く根拠がないわけではない。

1930年	白人	110,286,740	黒人	11,891,143
1940		118,214,870		12,865,518
1950		134,942,628		15,042,286

しかし、黒人の人口増加に対する恐れは、地域的に急激な黒人増加があつた事実により誇張されている気配がある。そして、黑白分離論者は学校問題などにあたつては、黒人の知能が低い事、不潔な事、道徳観念の低い事、犯罪者が多い事などをあげて黑白の共学に反対するのであるが、所によつては黒人市民の教育程度の方が白人市民より高い場合もないではなく、「分離しているが平等」（separate but equal）ところ南部の人種問題処理の原理をもじつて「分離しているが優越」（separate but superior）といふ句が黒人のために生れたりする。

黒人と白人の軋轢は、「分離は不平等なり」とした一九五四年

の連邦最高裁の判決、及び、それ以後たびたびなされたアイゼンハワー大統領の「黑白混合」推進に関する声明になおも対抗し、南部の伝統的白人優越の体制を維持しようとする白人を中心、そういった白人市民の心理を自己の政治的野心に利用しようとする政治家も加わって、最近とみに悪化していた。

そういう時期に発生したいくつかの事件のうちで、黑白共学(school integration)の面に於ては最大のものとして発生したのが、昨年九月の新学年開始にあたつてのアーカンソー州リトル・ロック(Little Rock, Arkansas)に於ける市立中央高校黒人生徒登校停止事件であった。これも又米国の現在の人種問題の一つの表われであるが、この事件の全貌を、その歴史的背景、該当する法律上の諸点、事件当事者に対する批判、米国市民の反応などから眺めてみよう。

ここでまず「分離されているが平等」(separate but equal)という原理の発生から廃止にいたるまでの歴史をのぞんでみると、

南北戦争勃発数年前の合衆国で一大政治問題になったものに、ドレッド・スコット事件(Dred Scott Case, 1857)があつた。この事件の判決にあたつてティニー(Taney)最高裁長官は黒人奴隸は主人である白人市民の財産であつて、「合衆国憲法の『市民』("Citizen")』という用語の中には含まれないし、含まれるよう意図されはしなかつた」と述べた。

戦争の結果敗北した南部諸州は、新にアメリカ市民となつた黒人の権利に関する合衆国憲法附加条項第十三、十四、十五を鵜呑にさせられた。第十三は奴隸制廃止をうたい、第十四はアメリカ市民の権利を定義し、州の権限がこれを侵すことを一層制限し、第十五では、黒人にもはじめて与えられた選挙権保護がうたわれた。

敗北後の虚脱状態からぬけだすと、南部諸州は一八七八年から九六年にかけて黒人白人を分離せしめる社会構造の形成、立法化にやつ気になった。

一八九〇年には黒人と白人に「分離されているが平等」な客車を設けようというミシシッピ州の法律は連邦最高裁により合憲と認められ、(Louisville Railway v. Mississippi, 133 U.S. 587)、次いで九六年に至り、南部のこの特殊な社会構造を律する原理は最終的保証を与えた。即ち、フレッスリー事件(Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537)に於て最高裁は次の

ような所見を述べた。

「……附加条項第十四の目的とする所は疑つべくもなく、法の前に於ける兩人種の絶対的平等を実施することにあつた。しかしながら、道理上(by the nature of things)、皮膚の色による相違を廃止したり、政治的平等とは別個な社会的平等を実施することや、一方の人種にとって不満足な条件の下で兩人種の混合をその目的と考えたりした筈はないのである……」

「……立法は人種的本能を消し去つたり、肉体的相違に基く差異 (distinction) を止めさせようとする事については全く無能なのである……

「もし或る一つの人種が社会的に他の人種に劣つてゐるとすれば、合衆国憲法はこれら二人種を同一平面に並べるとはできないのである。」

こゝには当時流行していたダーウィンの進化論的人種観の反映が見られる。

一八八四年から一九三七年に及びおよそ半世紀にわたりて、南部諸州は所謂「黒人法規 (Black Codes)」や黒人の活動を規制し、一方連邦最高裁は附加条項第十三、十四、十五の犠牲に於て、連邦政府の権限に対抗するものとしての州権を重視する附加条項第十を重んじた。

しかし、一九三八年になると、三三年以来のフランクリン・ルーズベルト大統領治政下のニューディールという革新的世

相の中でも最高裁も所見を変え、「分離されていても平等」という原理そのものの憲法性にはふれなかつたが、一黒人学生を州立の法律学校に入學せしめず、学資を与えて州外に学ばせる、といふのは、「州が設けた特権に対する法權の平等を否定するものである」としてこれを停止せられた (Missouri ex. rel. Gaines v. Canada, 305 U. S. 337)。

それ以後趨勢は黒人の地位改善を図むる全国的組織である。

N. A. A. C. P の努力もあって、黒人の権利拡張へと向い、五四年に至り一八九六年にアレックスレー事件の判決に於て打立てられた「分離されていても平等」の原理は完全にくつがえされた。即ち、先にも一寸述べたように、この年の五月、ブラウン事件 (Brown v. Board of Education of Topeka, 34 U. S. 433) の判決にあたつて、最高裁は、「分離された教育施設は内因的に不平等なり (“Separate educational facilities are inherently unequal.”)」と断定し、法律上これまで認められて来た黒人白人別々の学校は、黒人子弟に「法の平等な保護 (“equal protection of law”)」を拒否するが故に違憲であるとし、ある地域に於ける黒白共学はできるだけ速かに開始されるよう努力されねばならぬ、という指令が発せられた。

かくの如くして奴隸解放後の南部の白人優越を保証して来た「分離されていても平等」の原理は放棄されねばならぬ時が来たのである。

参照 Thompson, Carl L. and Barkon, Joan L. "The Separate but Equal Doctrine," *Current History*, XXXII, 182 (May, 1957), 289—99.

黑白共学は、「できるだけ速かに (“with all deliberate speed”)」なればならぬ、と、前記最高裁の指令に基づいて、リトル・ロック市立中央高校に於ても、校長バージ

ル・ブロッサム (Virgil Blossom) の計画が受け入れられ、九名の黒人男女生徒が五七年九月四日の新学年から通学することになつていた。

ところが九月一日の夜二百五十名の州兵がアーカンソー州知事フョーバス (Faubus) により動員され、九月四日朝登校した黒人生徒に、校内立入禁止を云い渡した。知事は共学が強行されれば暴力沙汰になると看破して、「平和と秩序を維持するため」やむおえずこの挙に出たものである、としている。

アイゼンハワー大統領から再三連邦裁判所の指令の施行を妨害しないよう、という勧告が発せられる一方、連邦地裁判事デイビス (Davis) からは、九月廿日附をもって「州の民兵などによつて黒人生徒の登校を妨害したり禁止したり」しないようという戒告が発せられた。そこでフョーバスは早急に州兵を撤退せしめたが、ほどなく登校した黒人生徒と白人生徒、市民などの間に暴力行為が発生した。

九月廿五日になるとエドワイン・ウォーカー (Edwin Walker) 元帥を司令官とする合衆国陸軍部隊の一隊がギトル・ロック中央高校に派遣され、治安の保護、即ち、九名の黒人生徒を白人暴徒から守る役にあつた。

この事件の場となつたリトル・ロック市は所謂「深南部 (Deep South)」とは云えない北部に最も近い位置にあるアーカンソー州の首府であり、海拔およそ九十米の地、アーカンソー

一河にまたがつた人口十二万の州最大の都市。一七二二年この地を発見した探検家により、アーカンソー河の南岸から道標の如く突き出していた苦むした岩の故にこう命名された。開拓されはじめたのは一八一一年に定住したバージニヤ州出のウイリアム・ルイス (William Lewis) 以後のことである。一八二一年にはアーカンソー領地 (Arkansas Territory) の首府となつた。

南北戦争のはじめにリトル・ロックはアーカンソーと共に合衆国を離れ南部の陣営に入ったが、二年後の一八六三年には戦わずして北軍に下り、北軍を丁重にあつかったと伝えられる。ダグラス・マッカーサー元帥はこの小都市の生んだ唯一の名士である。

第二次大戦以来、国庫の出費が軽工業面でこの地に於て盛んとなつたため、住民の収入は増したが、南部の他地域同様、全国平均とくらべれば未だ低く、一九五四年に於ても全国平均一人当年所得一七七〇ドルに対し、九七九ドルに過ぎず、一九四〇年から一九五五年の十五年間に市人口の八パーセントが転出している。しかしその後博愛主義実業家ウインストン・ロックフェラー (Winthrop Rockefeller) の努力により五六年内には住民の所得は九・三パーセント向上したと云う。

黒人々口は全人口の二三パーセントを占め州全体として白人約百五十万に対し黒人四三万という比率にくらべると、黒人々

口の比率は約十二パーセント低いことになる。工場、バス、州立大学にては黒白分離は終りを告げていた。

この事件にあたっては単に社会問題としての人種問題その他に、例えば、合衆国大統領は合法的に軍隊を動かして連邦裁判所の判決を州政府に守らせるといふことができるものなのか、と云つたような憲政上の問題も含まれ、連邦制という政治機構を持つ米国合衆国建国以来の州権対国権という対立がここに再びはつきりと示されたのである。

この事件に該当する法律上の諸点は、およそ次の如くである。

一、州の権限を扱つてゐる憲法の条項は、第四章、及び附加条項第十、十四である。即ち、第四章第四条は「合衆国はこの連邦内の各州に共和政体を保障し、侵略に対し又は州内の暴動に対し、州の立法府、若しくは（立法府の召集が可能でないときは）行政府の請求に応じて各州に保護を与えねばならない」とし、附加条項第十は「この憲法によつて合衆国に委任されず、また、州に対して禁止されなかつた権利は、それぞれ各州、又は、人民に留保される」という。附加条項第十四、第一条には「……いすれの州も合衆国市民の持權又は免責を制限する法律を、制定し、若しくは実施してはならぬ。いすれの州も正当な法の手続きによらないで、人の生命、自由又は財産を剝奪してはならない。又、その管轄内にある

人に対する法の平等な保護を拒否してはならない」とある。

一、附加条項第十四は個別的に学校問題には触れておらず、「分離されていても平等」という原理も、又それを撤回した「分離された教育施設は内因的に不平等なり」という先にあげた一九五四年の最高裁の判定も共にこの条項の解釈に基くもので、連邦議会の立法とは何等関係がない。

一、これらは所謂「判事が作った法（“judge-made” law）」といふもので、議会の制定する法と異り、その法の施行を強制する組織も、又、それに違反したさいの罰則もないばかりでなく、最高裁の判決に由来するものには、その法自体に対する司法再審ということもあるのである。

一、憲法第二章、第二条、第一項には、「大統領は合衆国の陸海軍、及び、現に合衆国の軍務に服するため召集された各州の民兵の最高司令官となる」としているが、連邦裁判所の指令を州政府に守らせるために連邦軍が用いられたことは南北戦争後南部が北軍により軍事占領されていた頃を除いては先例がない。

一、連邦裁判所によつて法廷侮辱の判決をうけた知事はこれまでにない。

一、連邦裁判所が州知事に戒告を発した先例はあるが、大抵よく守られたようである。

一、一九〇九年の最高裁の判決に於て (*Moyer v. Peabody*)、

一州の知事が誠意から暴動をふせにうとして州の民兵を派遣した事が合法と認められている。

一、連邦裁判所が州知事の州兵発動を禁じた先例もいくつがあるが、次の例が適例とみなされる。即ち、一九三二年、連邦裁判所が施行を禁じた原油の生産に制限を加える州法を強制するためにテキサス州知事が州の良兵を派遣した際、連邦最高裁により撤兵を命じられた。この際テキサス州知事はこの命令に服従した。

一、在職中の知事が連邦政府により逮捕された、という先例はない。

参照 “States vs. United States—Here is What the Laws Say,” U. S. News & World Report, XLII, 12 (Sept. 20, 1957), 35-7.

何等要請されなかつたにかかわらず大統領が落下傘部隊を派遣した事を攻撃した。彼は云う、「一八六一年（南北戦争勃発の年）にできた連法規（Federal Code）第三三一条によつて、大統領は合衆国法を施行するため軍隊を用ひてよいことになつてゐるが、この条文の……適用は昨年（一九五六年）八月、上院全体の賛同を得て、大統領承認のもとに成立した市民の権利に関する法規に照し合わせてなされるべきものであり、更に、合衆国憲法にも照し合わせるべきものである。

「市民の権利に関する法案は、第八五国会に於て公法第八五—三一五となつた。これは大統領に、市民の権利に関する訴訟事件に於ける『司法手続の執行にあたり (in the execution of judicial process)』軍隊を用ひる権限を賦与して、改正法規（Revised Statutes, 42 U. S. C. 1933）の第一九八九条を廃棄する」とになつた。

登録していた九名の黒人男女生徒の登校を阻止したアーカンソーノー州知事フオーバースと、それに対し暴動の発生後現場に合衆国軍隊を派遣したアイゼンハワー大統領である。

アイゼンハワー大統領の取つた処置に対し、南部の州権論者を代表するバージニア州選出民主党上院議員ウイリス・ロバートソン（Willis Robertson）は、市民の権利に関する事件に連邦政府の軍隊を用いることは違法行為であるとし、州政府より

三権分立の明確さを要求するワシントン「スター」紙の社説を引用して、その演説を終えている。

「『もし黒白共学に対する反対を鎮圧するために権威が行使されねばならぬのない、その権威は個別的であり、その行使にあたつてのあらゆる可能性が検討された後で議会により授けられるものでなければならぬ。……もしそれが国法となるのなら、立法院により書き上げるべきであり、政府の司法府や執行府にみつだわれぬべからん』」

参照 Robertson, A. Willis, "Use of Army in Civil-Rights Cases is Clearly Illegal," U. S. News & World Report, XLIII, 16 (Oct. 18, 1957), 74-8.

一方フォーバス知事については、種々不利な批判がなされた

が例えば一流評論週刊誌『ネインショーン』の九月十四日号社説は次の如く述べてある。

「リトル・ロック市中央高校を清潔な身なりで、英雄的にまで礼儀正しい九名の黒人生徒の侵入から守るべくアーカンソー州の民兵を派遣した時、フォーバス知事は終に南部独特の良心のおもむくにまかせたのであった……その兵隊達の使命は、アーカンソー州の主権を守るところのような事ではなく、南部煽動家の政治的野心を推進するにあつた。

「事実は単純明白である。フォーバスの反乱は全く必要のないものだつた……リトル・ロック市当局はフォーバス知事の干渉を要請しなかつたし、かえつて彼のとつた処置に驚歎したも

のである。この処置に先立つて暴力行為はおろか、その兆しすらなかつた。黒人白人学生の共学は全部の州立大学に於てすでに実施されていたし、リトル・ロック市ほど気取っていない町に於ても行われてしまつていた。市全体の支持のもとで段階的に進む黒白共学の計画書も書き上げられていたのである。… …こんなわけで知事が取つたあの不可解な行為に対する唯一の想像し得る動機は、ありもしない所に騒動を勃発させて、知事職に連続三度目の当選をかち得ようとする意図である。フォーバスが巻き起した反乱は蔑まれるべき無意味なものであり……利己主義的感情といふものは現代でも最も下等な衝動であるのに間違はない。……」

「アーカンソー州の市民達は、我々が希望する如く、フォーバスの反乱を鎮定するのは自分達の特権だ、とあくまでも主張すべきである。何故かと云つて、フォーバスは結局は彼等の知事なのだし、しかも自分で選挙したのだから。」

参照 "The Faubus Insurrection," *The Nation*, (Sept. 14, 1957), 121.

「私が皆様方の知事であるかぎり、アーカンソー州公立学校には強制された黒白共学はいたしません」という公約をもつて知事職第二期当選をしてゐる所から、フォーバスは更にもう一度当選したいという考えからわざわざ騒動を醸成した、とい

う事も臆測されるわけである。

参照 “Two Choices: Wait for Violence or Prevent it, Interview with Governor of Arkansas Orval E. Faubus,” U. S. News & World Report, XLII, 12 (Sept. 20, 1957), 63.

しかし一方では、フォーバス知事ははじめから明確に黑白混合反対派の首領になって自分の政治的野心を助長しようとしたのではない、とする見方もあり、例えばコルバート・カートライトの如きは週刊誌『リポーター』中の一文で次の様に述べている。

「わくなくとも最初からフォーバスの動機が政治的利益追求のためにアーカンソー州の人種問題を利用しようとしたのだ、という事はなかつたろう。それまでフォーバスは着実に有力化していく黒人選挙権を開拓しようと努めていた。アーカンソー州の知事として、州の民主党中央委員会委員に黒人を任命したのはフォーバスが最初である……州兵を動員したその時に於てすら、フォーバスは州内の他の学区内に於ける黑白共学には反対でないむねを指摘している。」

次いでカートライトはフォーバス知事のあの不可解な行為の解明のために、フォーバスの人柄の分析を試みている。

「かなり立派な公職の記録にもかかわらず、フォーバスは内

政問題に於て一度ならず弁護に困るような立場に自らをあえて追い込んでしまふ……」

「知事が州兵を徵発した日の前日、リトル・ロックの一記者ジヨーン・ドーディットはフォーバスは何故あのように屢々抜かりしならぬ立場に自分を追いこむのか、という質問を発し……次の様な解答をフォーバスの腹心の者から得た。『フォーバスはどんな途方もない話でも充分本当らしく語られさえすれば、だまされてしまうのです。』

「……(リトル・ロック市の)白人市民協議会の委員達は彼のこの弱点を知つていて、それを充分利用した。暴力行為がまさに起るうとしているという作り話が次から次へと知事の部屋に流れ込んだ……」

「州兵司令官に送られた『これまで、又は最近白人のためにつくられた学校を黒人の立入禁止区域とせよ』といふ指令を弁護するにあたり、フォーバスは次のように云つてゐる。『今朝こういう報告が私の手元にとどいた。両親にともなわて黒人生徒が教場へ入ろうとする、戸口にいた白人生徒が叫んだ、『はいらせろ。それから先は俺達が面倒を見てやろう』と。』

「フォーバスに会見していた記者達は、そんな事が一切おこらなかつたことをよく知っていた。黒人生徒は両親などにともなわざずに登校したし、州兵は教室の扉口から一丁も離れた所でいつも静肅に黒人生徒を停止せしめ、今来た道を帰らせたの

である……」

カーライトはフォーベスが一度でもいから出向いて人の意見、助言を聞くような所はなく、向うから来る意見のみに耳を傾けたという点を上げ、

「……白人市民協議会委員は知事の人物をよく研究した結果どのようにしたら彼に影響をおよぼす事ができるかを見出し、それを巧みに利用するのに成功したのである。」と云つてゐる。

参考 Cartwright, Colbert S. "The Improbable Demagogue of Little Rock, Ark." *The Reporter*, XVII, 6 (Oct. 17, 1957), 23-5.

事件は発生と共に国内はもとより広く世界各国に報道され、殊にアジア・アフリカ地域では、蔑まれるべきアメリカ人の人種的偏見、黒人に対する白人のいわれなき迫害として映り、ソ連にとっては一昨年ハンガリーでおこったあの残忍な自由主義分子虐殺で失墜した信用を一挙に取りもどすことになったアメリカ側的一大欠陥と見なされ、我が国にあっても勿論いち早く報道され、当時の朝日新聞を見ても、概して米国には同情的なこの新聞に云々、「……これで人道主義などと大きなことにも云えそうにな」しと指摘されたものである。

このハンガリー事件以来の不祥事と称されるリトル・ロック事件は、何故に、それまでの黑白関係は南部の同地域の同じぐ

らいの大ききの都市とくらべればすいがるよかつた、といふ」の地に起らねばならなかつたのだろうか。

フォーベス知事のとつた処置の事は別として、南部に共通な欠陥として、南部穩健派白人がもつてゐる理性的には悪いと知つていても、感情的に行為がともなわない、という点を上げ、ケイベル・フィリップスは十月廿日号の『ニューヨーク・タイムズ・マガジン』で次のように筆を進めてゐる。

「……黒人と白人を共学させようという考えは南部に於ては、最も心の寛大な人といえども心の底からその弁護者とはならないほど評判が悪い。

「必ずしも人種的敵意というのではなく、單に人種が違うと云う意識は、反省も、理性も、祈りすらも到達できない下意識の底深く横たわっている。それは南部白人市民を根本的に色附けており、彼等の化学構造からぬくところのできない元素なのだ。

「にもかかわらず、もし彼等にして断固たる立場を取ることありとせば、それは理性に強いられたためであつて、感情に導びかれたのではない……」

「これに対し、兩人種分離論者は、自分達の主張をなすに当り、強烈な感情的迫力をたよりにすることができた。それは愛國心、民族の純血、宗教上の教義、團結、身分、個人的名譽心などの人間として最も煽動されやすい衝動的感情にうつたえら

れたのである。

「……穏健な南部白人市民は、正義や尊法の念と、南部独特的習慣や感受性を天秤にかけては、不決断の氷海と、熱狂の炎の間に閉じこめられてしまうのである。

「……彼等は不決断に封じられ、自分自身の身の安全を思って注意深く行動しようとするとき、匿名の氏となるれるを得ないのである……」

かくの如くして、数に於ては穏健派も決して劣っていたわけではないが、声の大きな暴力派の小数混合反対論者のなすがかりとなり、あの事件となつたのだ、とハイリップスは云う。

参照 Phillips, Cabell. "Dilemma of the Southern Moderates," *The New York Times Magazine* (Oct. 20, 1957), 21, & 84—5.

一方、ルイジアナ州の医師ウォーカー・ベースリーはカトリック系の週刊誌『コモンウェール』への寄稿の中や、リトル・ロック事件は不運続きの結果起つたのであるとし、次のよう述べてゐる。

「……黑白分離の学校制度に終止符を打つところ事は最良の条件下に於てすら面倒な問題であるにかかわらず、運が悪かった事、時期の選び方が悪かった事、連邦政府が愚かつた事、などが積み重つたために比べようもなく深刻化してしまった。

これらの事が同時に起り、それに加えて政治的無責任があったればこそリトル・ロックの災害となつたのである。」

「黒白共学問題の難しさは強制された文化的な改革にともなう困難である。不幸だったのは、この巨大な文化的な改革にもつともやらねばならぬのが子供達だったということである……更に運の悪いことに、この改革によつても、とも影響を蒙るのが男女共学の中学校や高校だったのである。これらの男女共学の学校に於ては、問題は自から性問題へと発展するからである。性問題がその上人種問題にからみ合わねばならなかつたところはどう控目に見ても不幸な事であつた……」

「しかしながら連邦政府の思慮のなさがこの破綻の切っかけとなつたのである。太学院、大学、高校、中学、小学校、幼稚園と数ある中から、事もあるうに司法省は一触即発のいろいろな危険性をはらんだ男女共学の高校を、その主な試験対象として選んでしまおうとは。」

「……しかもこおいう事が国際問題に於けるアメリカの指導的位置に於て最も重大な時に起り、我々の敵国にとって世界中に向けてアメリカの欠点をこれ以上ない醜い形に露あ上げるのに又となじ好機を提供したのである……」

参照 Percy, Walker. "The Southern Moderate," *The Commonwealth*, LXVII (Dec. 13, 1957), 279—82.

ところでの事件に対して一般市民はどのように反応したの

であらうか。

まず事件の起つたリトル・ロック市、殊により多くの黒人々を持つその近郊都市の白人市民の意見としては、「暴力行為には反対だが、さりとて黒人との共学も認めんだ」というのがかなり強く聞かれる。しかしぬにあげるものは、一キリスト教指導者の口から聞く見解としては、我々の多くにとって意外の感を与えるに違いない。

バプティスト派牧師エルプリッジ (Elbridge) は云ふ、

「私の黑白人種分離についての意見はこうである。神はイスラエルの種族を別けられ、イスラエルを世界の他の部分から遊離せしめられた。神はバベルの塔を築こうとした民族を分離された。神はシエム、ハム、ヤベスの兄弟を引き離され、ハムの子孫には呪いをかけられた。これらの点から見て、いやしくも神がおはじめになつた事なのだから、私としては再び人種を混合しようという意図はない」と。

参照 “What Led to Little Rock,” *U. S. News & World Report* XLIII (Oct. 11, 1957), 40—2.

態が発展したのを悲しんだ婦人達は云ふ。

「人間を、人種、信教、皮膚の色の相違によつてあえて分離するのは、キリスト教の原理に反する、というのが私達の確信です……

「私達は世界中の私達の同胞キリスト教徒に私達がキリスト教徒として、又キリスト教市民として、あんな不祥事を發生させないような世相を作り上げることができなかつた責任の一端を担いたいと切望している事實を知つていただきたいのです。」

そしてこれらの婦人達は事態の拾収を助けるためにすべきこととして、次にあげる二項目を含めて五項目を自分達の市や州の人々に呼びかけた。

「一、御一人にいたらせる天なる御父の子供として、生活しえなかつた私達の欠陥のおゆるしを祈願する……」

「二、國法に準拠しようとする私達の市の公立学校理事会、運営者たちの行為を支持する」と云う所信を披瀝する。」

参照 “Hats off to the Women of Little Rock,” *Christian Century*, LXXIV (Oct. 2, 1957), 1155—6.

最後に『ロモンウェーブ』の十月十一日号に掲載された、アメリカ人は此の事件によつて失われたアメリカ主義への信心回復のために、もつと率直に自分の非を認めるべきである、と主張するジョン・ユグリーの論説を紹介しよう。

「……リトル・ロック事件は、我々がずっと以前からよく知つていた事実を劇的に表現してみせた。即ち、多くのアメリカ人はまだ自分が教えまわっている事を自分で是実行する用意はない……ダレス氏一統は世界中の人々があくびを噛み殺して顔が青くなるまで同じ事を説法してもいいが、アメリカ国民の実行がこれにともなわないかぎり」の説法は無意味に等しい。

「我々が売り込みたいのは我々の持っている政府は、人民の、人民による、人民のための政府であり、我が国にあっては、誰でもが人民であり、二流の市民というのも、法の前に於ける不平等と、いうことのない」ということである。……」

「世界中の人々が許しがたいと思うのは我々の罪深さではなく、むしろ我々の独善である。」

「普通私は民法は人間の抱負ではなく、実態を反映すべきだと考へてゐる……善法とは、單に道徳律を法規におきかえた、といふようなものではない。」

「かといって私は連邦裁判所の黒人白人分離反対の判決を否認するであろうか。南部の白人市民は未だ精神的に準備ができていないという証拠は充分あるのである。」

「……しかし、リトル・ロックの問題は単なる社会道徳の問題ではなかつたのである。そこでは人民の権利が危険にさらされていた。」

「もし最高裁の決定が単に南部があまり道徳的でないので守

らうとしない道徳上の事柄を法律で強制しようとしただけならば、私はその法を悪法だと云うに違ひない。しかし合衆国に於ては市民の一人一人が持つてゐる権利を保護し、すべての市民を法の前では平等であらしめるのは単に一つの法であるばかりでなく、総ての法の精髄なのである。」

参照 Cogley, John, "After Little Rock," *The Commonwealth*, LXVII, 2 (Oct. 11, 1957), 43.

筆者は上智大学講師